

事 務 連 絡
令和4年7月13日

部及び課（局・室・館・次）長 各位

総務部長
石橋 啓一

新型コロナウイルス感染者拡大に伴う各職場の対応の変更について

東京都における新型コロナウイルス感染者が拡大しており、7月12日発表された新規陽性者数は1万1,511人を記録しました。このためリバウンド警戒期間終了後に採られていた各職場の対応については、下記のとおり取り扱いを変更することといたしますので、各所属長におかれましては、所属職員への周知並びに取扱いについて十分ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、今後東京都より取扱いに関する通知が発せられた場合には、取扱いを変更する可能性がございます。

記

	リバウンド警戒期間終了後	変更後
期 間	5月23日以降7月12日まで	7月13日以降
出勤抑制	(1)感染防止対策として行っていた分散勤務を目的とした一切の措置を終了する。 (2)働き方改革の観点から行っている各種の制度については、今後も維持するとともに継続して利用することを可能とする(例:各職場における独自の分散勤務は終了するが、特別会議室及び記者クラブの利用は継続する)。ただし、働き方改革に基づく場合であっても市民サービスの低下を招かないこと及び職場における各職員の業務負担の偏りが発生しないことを条件とする。	<u>(1)再度、感染防止対策としてSIMフリー端末及び総務省の実証実験による在宅勤務、分散勤務及び時差出勤の徹底並びに夏季休暇及び年次有給休暇を利用し出勤を抑制する。</u> (2)働き方改革の観点から行っている各種の制度については、今後も維持するとともに継続して利用することを可能とする。
絶対退庁時間の厳守	絶対退庁時間 20時30分	変更なし

	リバウンド警戒期間終了後	変更後
期 間	5月23日以降7月12日まで	7月13日以降
感染防止対策	マスク着用、石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気のほか、マスクを外しての会話を禁止する。	変更なし
体調管理	発熱、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があるとき(ワクチン接種後の副反応時も含む)は所属長へ報告し、所属長から職員課長又は職員課労働安全衛生担当へ連絡する。	発熱、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があるとき(<u>微熱、喉の痛み、咳、鼻水等の症状</u> 、ワクチン接種後の副反応時も含む)は所属長へ報告し、所属長から職員課長又は職員課労働安全衛生担当へ連絡する。
外出	基本的な感染防止策を徹底する。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。	変更なし
会食	「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗については、人数、滞在時間の制限を撤廃する。 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を <u>4人</u> 以内、滞在時間を2時間以内で実施する。	原則変更はないが、 <u>マスク会食とすること。</u>
その他	特になし	特になし

在宅勤務命令書の様式は、Garoonの庁内定型文書で公開しております。各所属長は、次月5日までに前月の在宅勤務命令書の電子ファイルを以下フォルダに格納してください。

提出先：U:¥共通フォルダ¥20230331_在宅勤務命令書提出フォルダ（職員課）

(問い合わせ) 職員課人事研修係
(内線 2442・2443)